

2 新たに免許状を取得する方法－1

基礎資格及び所要単位		養教	別表2					
基礎資格	イ	ロ	ハ					
	2種免許状	保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により、保健師の免許を受けていること。	保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。					
	1種免許状	保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により、保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により、看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。					
専修免許状	修士の学位を有すること。 * 大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。							
大学において修得することを必要とする単位	科 目	最低修得単位数						<p>注1 旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注2 大学において修得することを必要とする単位は、養護教諭免許状の認定課程のある大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関で修得する。</p> <p>注3 専修又は1種免許状を取得しようとする場合、短期大学の単位は、2種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。（1種免許状については、イの場合に限る。）</p> <p>注4 (1) 1種免許状の授与を受けようとする場合、既に2種免許状を有しているときは、この表の2種免許状のイに相当する単位は修得済とみなす。 (2) 専修免許状の授与を受けようとする場合、既に1種免許状を有しているときは、この表の1種免許状のイに相当する単位は、修得済とみなす。</p> <p>注5 1種免許状のロに該当する場合、「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」、「学校保健」、「養護概説」及び「栄養学（食品学を含む。）」に含まれる内容について、合わせて3単位以上修得する。</p> <p>注6 1種免許状のハに該当する場合、「学校保健」及び「養護概説」について、合わせて2単位以上修得する。</p> <p>* (〇〇を含む。)と記載のある科目は、() 内の内容を必ず含めて修得する。 * 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。 * 「〇〇、△△、××」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。</p>
		2種免許状		1種免許状		専修免許状		
	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ		
	養護に関する科目							
	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	2		4		2	4	
	学校保健	1		2	注5	2	2	
	養護概説	1		2		注6	2	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2		2			2	
	栄養学（食品学を含む。）	2		2	注5	2	2	
	解剖学・生理学	2		2			2	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	不	2			2		
精神保健	2		2			2		
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	要	10			10		
小計	24		28	3	6	28		

※ 次頁に続く。

2 新たに免許状を取得する方法－2

基礎資格及び所要単位		養教		別表2										
大学 に お い て 修 得 す る こ と を 必 要 と す る 単 位	科 目	最低修得単位数						専修 免許 状	注7 1種免許状のロ及びハの項に規定する「教育の基礎的理解に関する科目」の単位の修得方法は、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」並びに「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち1以上の科目を含むものとする。 注8 「養護実習」の単位は、養護教諭及び養護助教諭として良好な成績で勤務した経験年数1年につき、1単位の割合で、この表に掲げる「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」の単位をもって「養護実習」の単位に替えることができる。 注9 (1) 「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位（2種免許状の授受を受ける場合にあっては4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授受を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 (2) 「教育の基礎的理解に関する科目」は6単位（2種免許状の授受を受ける場合にあっては4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は8単位（2種免許状の授受を受ける場合にあっては4単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授受を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 注10 最低修得単位数が、複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。（1種免許状のロ又はハの場合を除く。） 注11 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は1単位以上修得する。（1種免許状のロ又はハの場合を除く。） 注12 「大学が独自に設定する科目」の単位は「養護及び教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目を修得する。 注13 (1) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。 (2) 「大学が独自に設定する科目」の単位は「養護及び教職に関する科目」を修得する。 注14 「自由選択科目」は、この表に掲げる「養護及び教職に関する科目」又は「大学が独自に設定する科目」の単位を修得する。 注15 「その他の単位」は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分に関係なく修得できる。					
		2種免許状		1種免許状		専修免許状								
		イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ							
養護 及 び 教 職 に 関 する 必 要 と す る 単 位	教育の基礎的理解に関する科目 注9 注10	5	単 位	8	2	2	8	注7 注7						
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想													
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）													
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）													
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程													
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 注11													
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）													
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 注9 注10								3	不 要	6			6
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容													
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）													
生徒指導の理論及び方法														
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法														
教育実践に関する科目	4						注13 (1) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。 (2) 「大学が独自に設定する科目」の単位は「養護及び教職に関する科目」を修得する。							
養護実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） 注8														
教職実践演習														
小 計	14			21	4	4	21							
大学が独自に設定する科目 注12	4			7			7							
大学が独自に設定する科目 注13							24							
自由選択科目 注14					5	12								
合計単位数	42			56	12	22	80							
そ の 他 注15	日本国憲法						2							
	体 育						2							
	外国語コミュニケーション						2							
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」						2							